

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、生活環境の保全等に重大な支障が生じるおそれのある単独処理浄化槽（以下「特定既存単独槽」という。）への措置を確実にし、水質保全や悪臭等の防止を図るため、国、都道府県等における特定既存単独槽に対する取組状況や浄化槽台帳の活用状況のほか、これらに対する課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

環境省、農林水産省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（12）、市町村（22）、関係団体等（29）

- （注）1 市町村 22 とは、保健所設置市 17 と地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 の規定に基づき都道府県の事務及び権限を移譲された市町村 5 である。
- 2 関係団体等 29 とは、指定検査機関¹14、保守点検・清掃業者 14、民間団体 1 である。
- 3 上記のほか、鹿児島県及び公益財団法人鹿児島県環境保全協会に参考意見聴取を行った。

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

令和 4 年 12 月～6 年 2 月

¹ 指定検査機関とは、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 57 条第 1 項の規定に基づき、都道府県により、当該都道府県の区域において、同法第 11 条第 1 項等の水質に関する検査の業務を行うことを指定された機関である。